

議題 1 答申案

令和元年 6 月 4 日 審議会

柏行審第 17 号

令和元年 6 月 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市行政不服及び情報公開

・ 個人情報保護審議会

会長 神 谷 敦 宏

実施機関以外の者への保有個人情報の提供について（答申）

平成 31 年 4 月 18 日付け柏総資第 52 号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	諮問に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を実施機関以外の者へ提供することについては、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 11 条第 2 項第 3 号に規定する「保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」及び同項第 4 号に規定する「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当し、かつ、同項但書に規定する「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と認められるとき」に該当しないものと考えます。
当審議会の判断	条例第 11 条第 2 項第 3 号に規定する「保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由が必要です。また、同項第 4 号に規定する「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること、提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であること、提供を受ける側の事務が緊急を要すること等の理由が必要であり、同項第 3 号に規定する「相当な理由のあるとき」と同等またはそれ以上の公益性が認められることが必要です。

	本件保有個人情報を提供することは、全国的な道路状況の異常検知システムを研究開発するためのＡＩ学習に有効であり、システム開発については災害発生時に道路の異常な状態を迅速に自治体等に情報提供できるようになるため、公益性があると考えます。 したがって、「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当します。 また、事業の目的・提供先等に鑑み、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」にも該当しないものと考えます。 以上より、本件保有個人情報を提供先に提供することは、妥当であると考えます。 ただし、本件保有個人情報であるドライブレコーダーに写りこんだ歩行者や車のナンバー等の個人情報は、ドライブレコーダーデータをＡＩ学習させる際に付随的に提供するものであるため、提供先においては個人情報自体を利用しないこと、研究開発結果等を学会等で公開する際には個人情報部分をぼかし加工する等個人の識別ができないよう配慮する条件を付すべきと考えます。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	庁用自動車の安全運転に関する事務
	提供先	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 国立大学法人東北大学 国立大学法人九州大学 国立大学法人東京大学 学校法人明治大学 国立大学法人愛媛大学
	提供する理由	研究・開発内容が公益性が高いため。広く社会に還元されるシステムが目的であり、最終的には柏市の道路管理部門もその恩恵を享受できると考えられる。
	提供する項目	ドライブレコーダーデータに含まれる動画データに写りこんだ個人の姿。